

第2期 栃木市成年後見制度利用促進計画



令和7年3月
栃木県 栃木市

はじめに

成年後見制度は、認知症や障がいなどの理由により判断能力に課題を抱えた方が金銭管理や契約を行う際の意思決定を支援し、本人の権利を守る制度です。高齢化の進展や認知症の方の増加などにより、そのニーズはますます高まるものと考えております。



栃木市では、平成 28 年度に、成年後見制度利用促進のための中核機関であります「栃木市成年後見サポートセンター」を設置し、関係機関との連携のもと、成年後見制度の利用支援や市民後見人の養成などの施策を積極的に実施してまいりました。

今般策定いたしました「第 2 期栃木市成年後見制度利用促進計画」では、これまでの本市の各種施策を継承、発展させることを基本に、国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、成年後見制度の見直しへの的確な対応や、総合的な権利擁護支援策の充実に取り組み、基本理念であります「権利が守られ自分らしい暮らしができるまち“あったかとちぎ”」の実現に向け、着実に歩みを進めてまいりたいと考えております。

今後とも、皆様方の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、御指導、御尽力いただきました栃木市社会福祉施策推進委員会及び栃木市成年後見推進委員会の皆様に心から感謝申し上げます。

令和 7 年 3 月

栃木市長 大 川 秀 子

第1章 成年後見制度利用促進計画の策定の基本事項

第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画策定のための取組及び体制	3

第2章 成年後見制度利用の現状について

第1節 高齢者の現状	4
第2節 障がい者の現状	6
第3節 成年後見制度の利用状況	7
第4節 成年後見制度の取組	8

第3章 計画の基本理念及び体系

第1節 基本理念	10
第2節 基本方針	11
第3節 施策体系	12

第4章 実現に向けた取組

第1節 成年後見制度等の見直しへの的確な対応と総合的な権利擁護支援策の充実 (基本方針Ⅰ)	13
第2節 成年後見制度の運用改善等(基本方針Ⅱ)	15
第3節 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化(基本方針Ⅲ)	16
第4節 利用促進に向けた取組	19

第5章 計画の進行管理及び評価

計画の進行管理及び評価	25
-------------------	----

※資料編

1. 栃木市権利擁護・成年後見支援センター事業実施要綱	26
2. 栃木市成年後見制度利用支援事業実施要綱	27
3. 各相談窓口	33

第1章 成年後見制度利用促進計画の策定の基本事項

第1節 計画策定の趣旨

1. 成年後見制度

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由により、判断能力が欠ける、または不十分な方が金銭管理や契約を行う際に、成年後見人・保佐人・補助人（以下「成年後見人等」又は「後見人」という。）が、本人の意思を尊重しながら、意思決定を支援し、本人の権利を守る制度です。

高齢者、障がい者などのすべての方が、住み慣れた地域で、互いに寄り添い、尊重し合い、地域の一員として尊厳をもって暮らしていく地域共生社会を実現するために、必要不可欠な制度です。

2. 成年後見制度利用促進計画策定の背景

本市においても、総人口が減少する中、高齢化率が上昇しており、成年後見制度の利用者が増加していくことが見込まれます。

その一方で、支え手となる若年層は減少傾向にあるため、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年、団塊のジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年の二つのピークに向けて、制度を安定的に運用できる環境を計画的に整備していくことが求められています。

平成28年5月13日に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）は、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、基本方針やその他の基本となる事項を定めることにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

平成29年3月に、国は促進法に基づき、成年後見制度利用促進基本計画（以下「国の基本計画」という。）を策定し、市町村は国の基本計画を勘案して、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされたことから、本市においては、令和2年3月に栃木市成年後見制度利用促進計画（以下「第1期計画」という。）を策定し、本市の成年後見制度の利用の促進に向けた具体的な施策等を定め、総合的かつ計画的に推進しました。

現行の「第1期計画」の期間は令和2年度から令和6年度までで、本年度が最終年度であることから、国が令和4年3月に策定した第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下「国の第二期基本計画」という。）等を踏まえてこれまでの施策の見直しを行うとともに、更なる成年後見制度の利用促進を図ることを目的として、令和7年度からの新たな市の計画（以下「第2期計画」という。）を策定したものです。

3. 関連する主なSDGsのゴール



※左記のアイコンは、SDGs（国連サミットで採択された国際社会全体の17のゴール）のうち、本計画に関連のあるものを示しています。

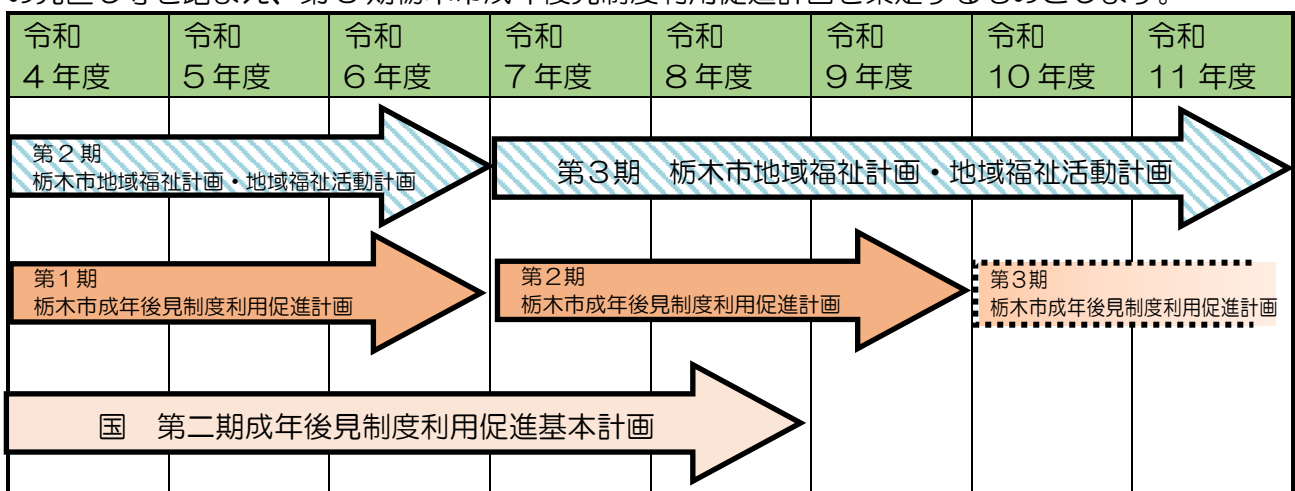
第2節 計画の位置づけ

1. 計画の根拠

促進法第14条において、市町村は、国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされており、本計画はこれに基づき策定するものです。

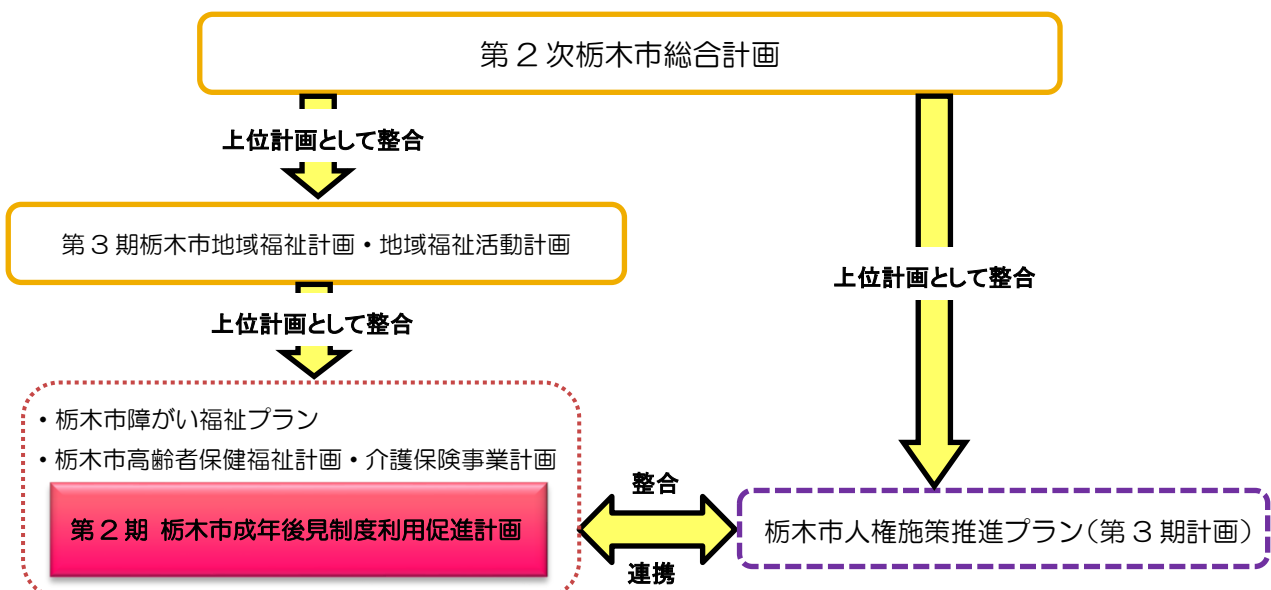
2. 計画の期間

国において令和9年度からの成年後見制度の見直しが検討されていることから、第2期計画の計画期間は令和7年4月から令和10年3月の3年間とし、令和10年度以降は、成年後見制度の見直し等を踏まえ、第3期栃木市成年後見制度利用促進計画を策定するものとします。



3. 計画の位置づけ

本計画は、本市の将来ビジョンとなる「第2次栃木市総合計画」及び人権尊重の社会を具現化するための「栃木市人権施策推進プラン（第3期計画）」の推進施策と整合を図りながら、地域福祉の推進に関する事項を定めた総合計画である「第3期栃木市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の権利擁護支援に関する個別計画と位置づけ、本市の成年後見制度の利用を総合的かつ計画的に推進するための理念及び基本目標を定めた計画です。

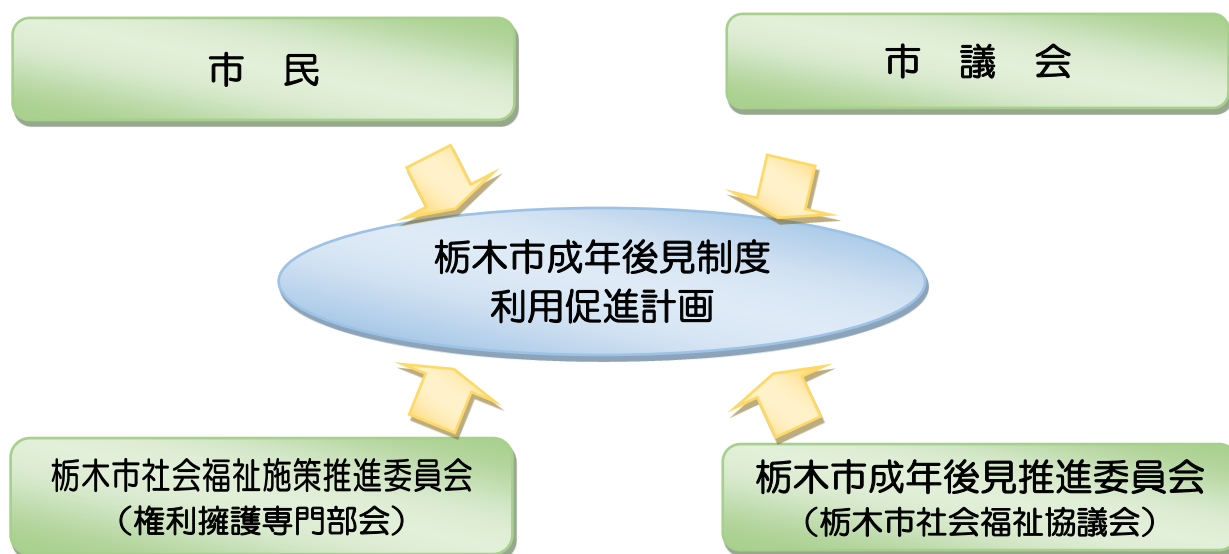


第3節 計画策定のための取組及び体制

第2期計画の策定にあたっては、第1期計画の策定に引き続き、学識経験者や市民などで構成する「栃木市社会福祉施策推進委員会」、同委員会内の「権利擁護専門部会」において、協議・検討を行いました。

また、本市における成年後見制度利用促進を計画的に推進するため、学識経験者、司法関係者等から構成された「栃木市成年後見推進委員会（以下「協議会」という。）」においても審議を重ね、幅広い意見を聴取して意見の反映に努めるとともに、パブリックコメントを実施し、広く市民から意見等を募集し策定しました。

計画策定体制



第2章 成年後見制度利用の現状について

第1節 高齢者の現状

1. 高齢者人口の推移

本市の総人口は、令和5年は155,281人ですが、令和8年（2026年）には150,784人、令和22年（2040年）には125,266人へと減少すると推計されます。一方、高齢者人口は、令和6年（2024年）に50,296人とピークを迎えた後は減少に転じると推計されます。しかし、高齢化率は、令和5年は32.3%ですが、令和8年には33.2%、令和22年には37.5%へと増加すると推計されます。

■本市の将来の総人口及び高齢者人口

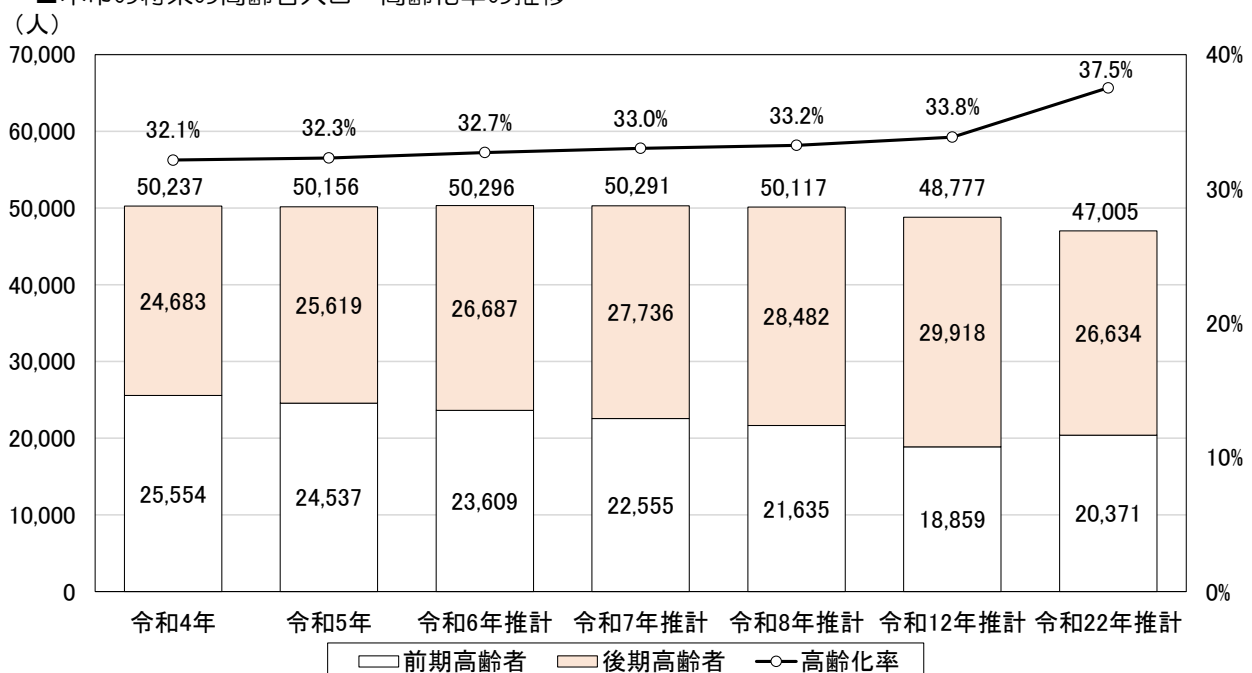
（単位：人）

区分	実績		推計				
	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年 (2030年)	令和22年 (2040年)
総人口	156,301	155,281	153,820	152,333	150,784	144,108	125,266
高齢者全体	50,237	50,156	50,296	50,291	50,117	48,777	47,005
前期高齢者	25,554	24,537	23,609	22,555	21,635	18,859	20,371
後期高齢者	24,683	25,619	26,687	27,736	28,482	29,918	26,634
高齢化率	32.1%	32.3%	32.7%	33.0%	33.2%	33.8%	37.5%
0歳～64歳人口	106,064	105,125	103,524	102,042	100,667	95,331	78,261

資料：実績－住民基本台帳（各年4月1日現在 外国人を含む）

推計－コーホート変化率*による推計値（令和6年以降）

■本市の将来の高齢者人口・高齢化率の推移



【第9期栃木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画から抜粋】

2. 認知症高齢者の状況

認知症高齢者数は、高齢化の進展に伴って増加し、全国で、令和 6 年には 660～710 万人、令和 8 年には 683～745 万人、令和 22 年（2040 年）には 802～953 万人になると予測されています。

この推計を本市に当てはめると、令和 6 年には 9,375 人～10,099 人、令和 8 年には 9,602 人～10,484 人、令和 22 年には 10,059 人～11,939 人になると推計され、認知症有病率が上昇した場合、令和 22 年には 65 歳以上の高齢者の約 4 人に 1 人になると推計されます。

■全国の高齢者人口に対する認知症高齢者の出現率 (単位：％)

将来推計（年）	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 12 年	令和 22 年
認知症有病率が一定の場合	18.6	19.0	19.2	19.8	21.4
認知症有病率が上昇する場合	20.1	20.6	20.9	22.2	25.4

資料：厚生労働省「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）【参考】認知症の将来推計について」※

（2015 年（平成 27 年）1 月）

■本市の高齢者人口に対する認知症高齢者数の将来推計 (単位：人)

将来推計（年）	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 12 年	令和 22 年
認知症有病率が一定の場合	9,375	9,555	9,602	9,658	10,059
認知症有病率が上昇する場合	10,099	10,360	10,484	10,828	11,939

資料：厚生労働省「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）【参考】認知症の将来推計について」

（2015 年（平成 27 年）1 月）及び栃木市の高齢者数推計に基づき推計したもの

■高齢者人口に対する認知症高齢者数の将来推計 (単位：人)

将来推計（年）	令和 6 年 （全国）	令和 7 年 （全国）	令和 8 年 （全国）	令和 12 年 （全国）	令和 22 年 （全国）
	令和 6 年 （栃木県）	令和 7 年 （栃木県）	令和 8 年 （栃木県）	令和 12 年 （栃木県）	令和 22 年 （栃木県）
認知症有病率が一定の場合	6,604,000	6,750,000	6,834,667	7,173,333	8,020,000
	106,400	109,000	109,533	111,667	117,000
認知症有病率が上昇する場合	7,102,000	7,300,000	7,448,667	8,043,333	9,530,000
	114,400	118,000	119,467	125,333	140,000

資料：全国－厚生労働省「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）【参考】認知症の将来推計について」

（2015 年（平成 27 年）1 月）

栃木県－厚生労働省「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）【参考】認知症の将来推計について」

（2015 年（平成 27 年）1 月）及び県内市町の高齢者数推計に基づき推計したもの

（栃木県高齢対策課資料より）

【第 9 期栃木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画から抜粋】

第2節 障がい者の現状

1. 知的障がい者（児）の状況

令和5年4月現在の療育手帳の所持者数は1,696人、本市の人口に占める割合は、1.1%です。年齢別構成比をみると、18歳未満が19.2%、18歳から64歳が71.8%、65歳以上が9.0%です。

令和元年度末の状況が、18歳未満が18.6%、18歳から64歳が72.4%、65歳以上が9.0%のため、18歳未満の割合が増加しています。

■療育手帳交付状況

（単位：人）

区分	障がい児（18歳未満）		障がい者		合計
	男	女	男	女	
重度（A1・A2）	71	27	296	248	642
中度（B1）	54	25	273	201	553
軽度（B2）	104	45	241	111	501
合計	229	97	810	560	1,696

年齢	所持者数（人）	比率（%）
18歳未満	326	19.2
18歳～64歳	1,218	71.8
65歳以上	152	9.0
合計	1,696	100.0

2. 精神障がい者（児）の状況

令和5年4月現在の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、1,378人で、本市の人口に占める割合は0.9%です。年齢別構成比をみると、18歳未満が2.2%、18歳から64歳が84.0%、65歳以上が13.8%です。

令和元年度末の状況が、1級259人、2級625人、3級205人、合計1,089人のため、手帳交付者数が26.5%増加しています。

また、自立支援医療費（精神通院）受給者数についても毎年増え続けています。

■精神障害者保健福祉手帳交付者数

区分	交付者数（人）	比率（%）
1級	271	19.7
2級	756	54.9
3級	351	25.4
合計	1,378	100.0

年齢	所持者数（人）	比率（%）
18歳未満	31	2.2
18歳～64歳	1,157	84.0
65歳以上	190	13.8
合計	1,378	100.0

【栃木市障がい福祉プランから抜粋】

第3節 成年後見制度の利用状況

1. 成年後見制度の利用状況

本市の成年後見制度利用者数は、200 人を数え、栃木県内では 2 番目に多い数となっており、類型では、後見が大半を占めています。任意後見制度の利用の促進を進めるとともに、保佐・補助からの後見制度の利用に関しても促進します。

■成年後見制度利用者数（令和 6 年 8 月 1 日時点）

（単位：人）

後見制度利用者数 類型等					制度利用者数
	後 見	保 佐	補 助	任 意	
栃木市	187	30	12	1	230
栃木県	1,791	362	120	23	2,296

後見人等 内 訳	親族	親族 以外	親族以外の内訳						本人数
			弁 護 士	司 法 書 士	社 会 福祉士	法人		その他	
						うち 社協			
栃木市	100	160	38	81	27	13	9	1	230

※宇都宮家庭裁判所統計資料から

※1 人の制度利用者に複数の成年後見人等が選任されているケースも存在するため、本人数（制度利用者数）と後見人等内訳の合計が一致していない。

2. 成年後見等の申立ての状況

成年後見等の申立件数は、栃木支部管内で令和 6 年 1 月 1 日～令和 6 年 10 月 31 日までの 10 か月で 54 件となっています。そのうち首長申立ての件数が 14 件であり、さらに、栃木市長申立ての件数が 8 件となっています。

■成年後見等申立件数（令和 6 年 1 月 1 日～令和 6 年 10 月 31 日）

（単位：件）

後見類型別申立件数 （内 首長申立件数）【内 栃木市長申立件数】				合 計
	後 見	保 佐	補 助	
栃木支部	47（11）【7】	5（2）【1】	2（1）【0】	54（14）【8】
栃木県	254（88）	57（18）	16（3）	327（109）

※宇都宮家庭裁判所統計資料から

※栃木支部…宇都宮家庭裁判所栃木支部管内（栃木市、小山市、壬生町、野木町、下野市のうち旧石橋町・旧国分寺町）

第4節 成年後見制度の取組

1. 中核機関の活動

本市は、地域連携ネットワークの中核となる中核機関の機能を、市の計画策定において「栃木市成年後見サポートセンター（以下「中核機関」という。）」に持たせ、市と中核機関が両輪となり、成年後見制度の利用促進に向けて、次のとおり活動しました。

（１）成年後見推進委員会

適切な制度の利用に関する実務の向上のため、法律や福祉の専門職団体から推薦された専門職で構成された協議会において、個々のケースへの助言等、情報共有及び地域における他のサービスを含む制度に関する提供体制について、中核機関と連携して課題などの情報を集約する中で、地域連携ネットワークの構築に向けて検討しました。

また、本人の意思を尊重して適切な制度利用となるよう、制度の運用方法を見直しました。

（２）広報啓発活動

広報啓発活動として、講演会や出前講座を開催するとともに、中核機関のチラシを作成し、周知・啓発しました。

①成年後見制度・市民後見人啓発事業

（単位：人）

年 度	内 容	場 所	参加人数
令和４年度	講演会 認知症になった波平さん ～契約社会と成年後見制度～	とちぎ岩下の新生姜ホール （栃木文化会館）小ホール	100
令和５年度	講演・シンポジウム とちぎ初 市民後見人 ～地域共生社会の担い手として～	とちぎ岩下の新生姜ホール （栃木文化会館）小ホール	100
令和６年度	漫才・対談 笑って学ぶ成年後見制度	ゆったり～な （栃木市北部健康福祉センター）	70

②出前講座

令和４年４月から令和６年３月末までに、市民や医療・介護・福祉の専門職等を対象とした出前講座を７回開催し、制度の啓発に努めました。

③相談業務

中核機関には多くの相談が寄せられ、法定後見制度に関することが最も多くなっています。

（単位：件）

年 度	初期相談件数	延べ相談件数
令和４年度	107	137
令和５年度	123	224

④申立相談・支援

中核機関では、申立相談・支援（令和４年４月～令和６年３月末）を７件行いました。

（３）市民後見人養成

成年後見の新しい担い手としての市民後見人を養成するために、養成講座（入門編・基礎編）及びフォローアップ研修を開催しました。

また、令和５年３月には、栃木県で初となる市民後見人が誕生しました。

■市民後見人養成講座受講者数

（単位：人）

年 度	入門編	基礎編	フォローアップ研修
平成 29 年度～令和 4 年度	40	24	16
令和 5 年度	29	20	10

2. 市の成年後見制度に関する課題

（１）広報啓発活動の充実

成年後見制度の利用者数や市長申立件数は県内でも上位に位置しておりますが、少子高齢化の進展に伴う認知症高齢者や身寄りのない高齢者の増加などにより、今後もニーズの増加が見込まれます。その一方で、啓発事業や出前講座の開催等により普及啓発に努めているものの、成年後見制度についての市民や福祉施設従事者等の関係者の理解は十分とは言えません。

このことから、啓発事業や出前講座の更なる積極的な開催、民生委員や福祉施設等の関係者への制度の周知を強化することにより、制度に対する理解を深めていく必要があります。

（２）利用対象者の早期発見

判断能力が不十分な方の権利が守られ、安心して生活できるようにするためには、こうした方を早期に発見し、成年後見制度の利用につなげていく必要があります。

成年後見制度の利用対象者は、中核機関（成年後見サポートセンター）や地域包括支援センター、障がい児者相談支援センターでの相談対応等により把握に努めておりますが、利用対象者として想定される認知症高齢者や障がい者の人数と比較すると少数にとどまっています。

また、近年、福祉の課題は複雑化・複合化しているほか、身寄りのない高齢者等の増加により、他の相談機関等の利用者においても、判断能力の低下等により利用対象者となり得る高齢者等の増加が見込まれます。

このことから、既存の相談機関との連携強化や、利用対象者の把握につながる新たな事業の検討などにより、利用対象者の早期発見に努めていく必要があります。

第3章 計画の基本理念及び体系

第1節 基本理念

本市の成年後見制度の利用促進について、第1期計画においては、認知症や障がい等により判断能力に欠ける、または不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な方に対して、後見人等がその判断能力を補うことによって、その方の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護する成年後見制度の趣旨を踏まえ、制度の利用を必要とする方が適切に利用することができ、利用者の人権や自発的意思決定が尊重され、利用者の能力に応じたきめ細やかな対応を可能とする制度の運用を目指し、基本理念を「権利が守られ自分らしい暮らしができるまち“あったかとちぎ”」と定めたところです。

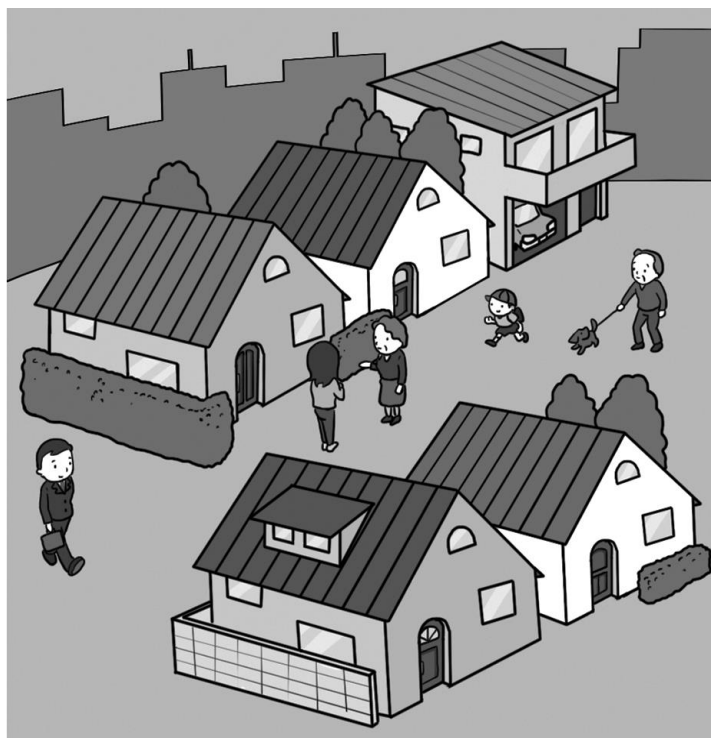
今後、少子高齢化のさらなる進展や、認知症高齢者や身寄りのない高齢者などの増加などにより、成年後見制度のニーズはますます高まるものと考えられますが、成年後見制度についての市民や福祉施設従事者等の関係者の理解は十分とは言えないほか、成年後見制度の利用者数や市長申立件数は県内でも上位に位置しているものの、認知症高齢者や障がい者の数と比較すると少数であり、潜在的ニーズもあるものと考えられることから、今後も、成年後見制度の利用対象者の早期発見に努め、一層の利用促進に取り組む必要があります。

また、今後、成年後見制度の見直しが検討されており、第2期計画の計画期間は、成年後見制度等の見直しが実施されるまでの短期間であることから、第2期計画における取組といたしましては、第1期計画に掲げた各施策の充実を図りながら引き続き実施していくことを基本としつつ、成年後見制度等の見直し等に対応していく必要があります。

このことから、第2期計画の基本理念は、第1期計画を継承するものとし、以下のとおり定めます。

<基本理念>

権利が守られ自分らしい暮らしができるまち“あったかとちぎ”



第2節 基本方針

本市では、基本理念の実現を目指すため、国の第二期基本計画を踏まえ、以下の方針を定めて成年後見制度の利用促進施策を推進します。

基本方針Ⅰ 成年後見制度等の見直しへの的確な対応と総合的な権利擁護支援策の充実

- ・国が検討している成年後見制度等の見直しについて、随時動向を把握し、市における施策へ反映していきます。
- ・尊厳のある本人らしい生活の継続や地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念のより一層の実現を図るため、成年後見制度以外の支援策を総合的に充実させ、本人の特性や必要性に応じた適切な権利擁護支援を実施します。

基本方針Ⅱ 成年後見制度の運用改善等

- ・認知症高齢者や障がい者の特性を理解した上で、本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度運用となるよう、意思決定支援の浸透などに取り組みます。

基本方針Ⅲ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化

- ・権利擁護が必要な方を適切な支援につなげていくために、関係機関等とのネットワークを強化するとともに、地域の資源を有効に活用した連携体制を重視していきます。
- ・成年後見制度を利用し易くするために、中核機関の更なる機能強化を図ります。
- ・成年後見制度は、重要な制度であるにもかかわらず、その利用方法や後見人等の役割が十分に理解されていないことから、速やかな制度利用に結び付くよう、幅広い周知啓発に取り組みます。
- ・権利擁護に係る相談窓口や専門職等と連携し、支援の必要な方が制度の適正な利用や必要な支援を受けられるよう、包括的な相談支援体制の充実を図ります。

第3節 施策体系

基本理念	基本方針	施策の展開	計画期間における取組	利用促進に向けた取組
権利が守られ自分らしい暮らしが送れるまち “あったか”なまち	Ⅰ 成年後見制度等の見直しへの的確な対応と総合的な権利擁護支援策の充実	1. 成年後見制度等の見直しへの的確な対応	①成年後見制度等の見直しへの的確な対応	
		2. 総合的な権利擁護支援策の充実	①日常生活自立支援事業との連携の強化 ②（仮称）栃木市未来ホッとあんしんサポート事業の実施◆	3
	Ⅱ 成年後見制度の運用改善等	1. 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透	①意思決定支援の浸透	1
	Ⅲ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化	1. 地域連携ネットワークを始めとする様々なネットワークの構築	①相談支援機関ネットワーク（栃木市福祉総合相談支援センター） ②チーム支援体制（協議会） ③地域見守りネットワーク	
		2. 中核機関の機能強化	①成年後見サポートセンターによる支援の充実	2
		3. 成年後見制度の理解促進	①啓発事業の開催 ②出前講座等による普及啓発	4・5
		4. 権利擁護に関する相談窓口の充実	①中核機関による相談受付 ②司法書士相談会の開催 ③市担当窓口による相談受付	



利用促進に向けた取組

1. 任意後見制度の利用促進	①任意後見制度の利用促進
2. 市民後見人の養成・支援	①市民後見人養成講座の実施 ②市民後見人フォローアップ研修の実施 ③受任調整会議の開催 ④後見監督人業務の実施
3. 成年後見制度利用支援事業の推進	①市長申立による後見等開始の支援◆ ②後見人等に対する報酬助成◆
4. 認知症の人に寄り添うサービス体系	①認知症に関する理解の促進 ②認知症予防、早期発見・早期対応の推進 ③認知症の人やその家族への支援
5. 障がい者に寄り添った取組	①障がい者に寄り添う基本理念の制定 ②障がい者に寄り添う施策の展開

◆は重点的に取り組む施策のうち、特に強化する施策です。

第4章 実現に向けた取組

第1節 成年後見制度等の見直しへの的確な対応と総合的な権利擁護

支援策の充実（基本方針Ⅰ）

1. 成年後見制度等の見直しへの的確な対応

①成年後見制度等の見直しへの的確な対応

高齢化の進展、単独世帯の高齢者の増加などにより、成年後見制度に対するニーズの増加・多様化が見込まれていることから、成年後見制度を更に利用しやすくする必要がありますが、成年後見制度については、

- ・判断能力が回復しない限り、利用動機の課題が解決しても、利用をやめることができない
- ・後見人が有する包括的な取消権、代理権により、本人の自己決定が必要以上に制限される場合がある
- ・本人の状況の変化に応じた後見人等の交代が実現せず、ニーズに合った保護を受けることができない

などの課題が指摘されており、国において制度の見直しが検討されています。

また、こうした制度の見直しに併せて、判断能力が不十分な人（本人）の地域生活を支えるための生活支援や意思決定支援のあり方や、中核機関のあり方についても検討されています。

このことから、こうした成年後見制度等の見直しに関する国等の動向を把握するとともに、市の施策の見直しなどを検討します。

2. 総合的な権利擁護支援策の充実

①日常生活自立支援事業との連携の強化

栃木県社会福祉協議会の「日常生活自立支援事業」と連携し、判断能力が低下して成年後見制度の利用が必要になった場合に、適切な後見類型等の選択などを通して、速やかに市長申立て等の支援を行い、制度利用につなげます。

日常生活自立支援事業（とちぎ権利擁護センターあすてらす）	
認知症や知的障がいなど何らかの障がいにより、判断能力が十分でない方を対象に、地域で安心して自立した生活が送れるよう、さまざまな相談に対応しながら、福祉サービスの利用援助を行う事業です。サービス項目等は以下のとおりです。	
サービス項目	サービス内容
日常生活支援サービス	福祉サービスの利用に関する手続き
金銭管理サービス	生活に必要な金銭の出し入れ
書類等預かりサービス	印鑑や証書などの保管

②（仮称）栃木市未来ホッとあんしんサポート事業の実施

身寄りのない高齢者等の生活上の課題に向き合い、安心して生活することができる社会の構築のため、身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する包括的な相談・調整窓口の整備を行うとともに、主に十分な資力がないなど、民間による支援を受けられない方を対象に、総合的な支援パッケージを提供するため、国の「持続可能な権利擁護支援モデル事業」を導入し、（仮称）栃木市未来ホッとあんしんサポート事業を実施します。

なお、本人の判断能力が低下しているおそれがある場合には、必要に応じて関係機関と連携の上、早い段階から成年後見制度等の制度・サービスにつなげられるよう支援します。

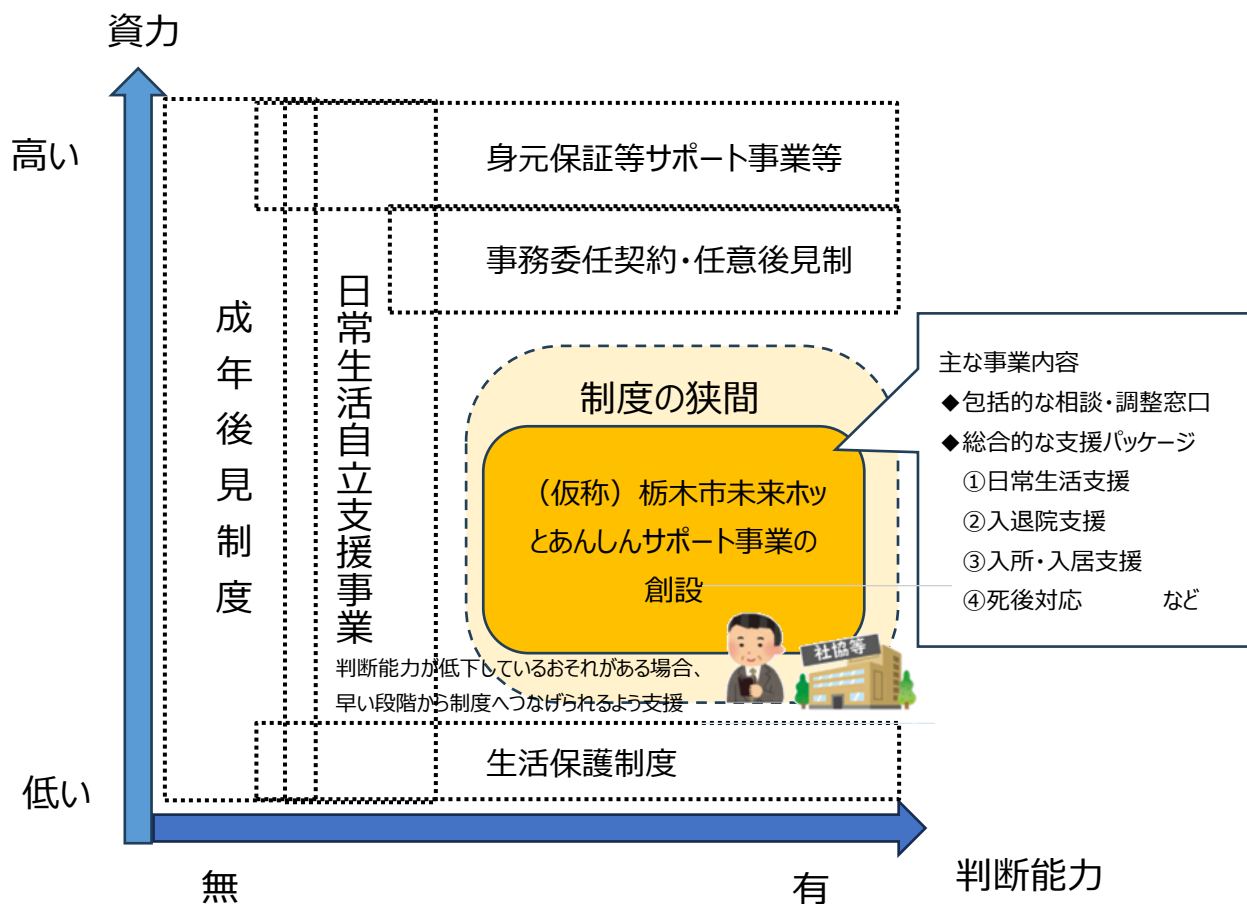
○包括的な相談・調整窓口の設置

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、公的支援や民間事業者等が提供するサービスなど地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメントや各種支援・契約の履行状況の確認等を行うコーディネーターを配置した相談・調整窓口を整備します。

○総合的な支援パッケージの提供

十分な資力がないなど民間による支援を受けられない方が支援の狭間に落ちることのないよう、身寄りのない高齢者等を対象に、意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、入院・入所時の身元保証を代替する支援や死後の対応などを併せて提供する取組を実施します。

※（仮称）栃木市未来ホッとあんしんサポート事業（イメージ図）



【利用促進に向けた取組3 成年後見制度利用支援事業の推進】 → P21

第2節 成年後見制度の運用改善等（基本方針Ⅱ）

1. 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透

①意思決定支援の浸透

権利擁護の支援を行うにあたっては、本人の意思決定や身上保護のあり方が重要です。

意思決定支援とは、判断能力が十分ではなかったとしても、地域生活や社会参加を継続していくために、まずは自らの可能性を生かし、その人らしく暮らすことができるように、希望や願いを聞き取り、実現していくプロセスにおいて提供される支援です。

意思決定支援を行うことで、その人を取り巻く関係性を豊かにし、支え合う社会を構築していきます。

本人が安心して制度を利用できるよう、本人の能力に応じた周りの人のサポートや制度の活用が必要です。

具体的な取組

（１）市民や後見人に向けた意思決定支援等のあり方の普及啓発

後見人が適切に意思決定支援や身上保護を行えるよう、あり方の普及啓発を図ります。

（２）専門職向けの研修会

専門職に向けた成年後見制度の理解を深める研修や、意思決定支援等についての研修の実施について検討します。

（３）チームによる支援体制の構築

後見人等が被後見人等に対し、密接な身上保護を図り、見守り体制を構築するとともに、被後見人等の尊厳に配慮し、被後見人等の意向に基づいた福祉や医療等の公的サービスの提供がなされるよう、チームによる支援体制の構築を図ります。

【利用促進に向けた取組１ 任意後見制度の利用促進】→ P19

第3節 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化（基本方針Ⅲ）

1. 地域連携ネットワークを始めとする様々なネットワークの構築

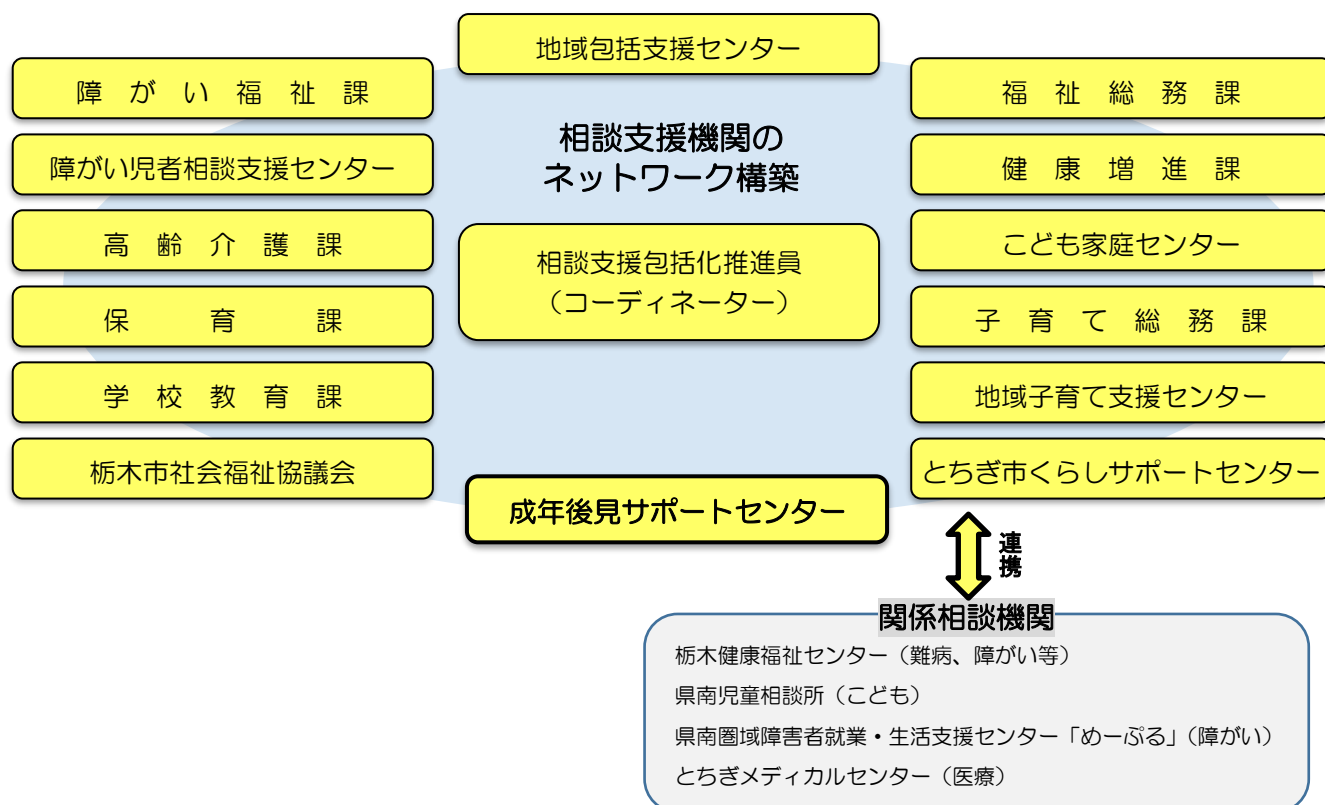
権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」です。

本市では、成年後見制度の利用が必要な市民を早期に発見し、早い段階から制度につなぐことができるネットワークの構築や、本人の意思、身体及び生活の状況に合わせた後見人の選任等の意思決定支援・身上保護を重視した医療・福祉・司法関係者によるチーム支援体制を整備しています。

①相談支援機関ネットワーク（栃木市福祉総合相談支援センター）

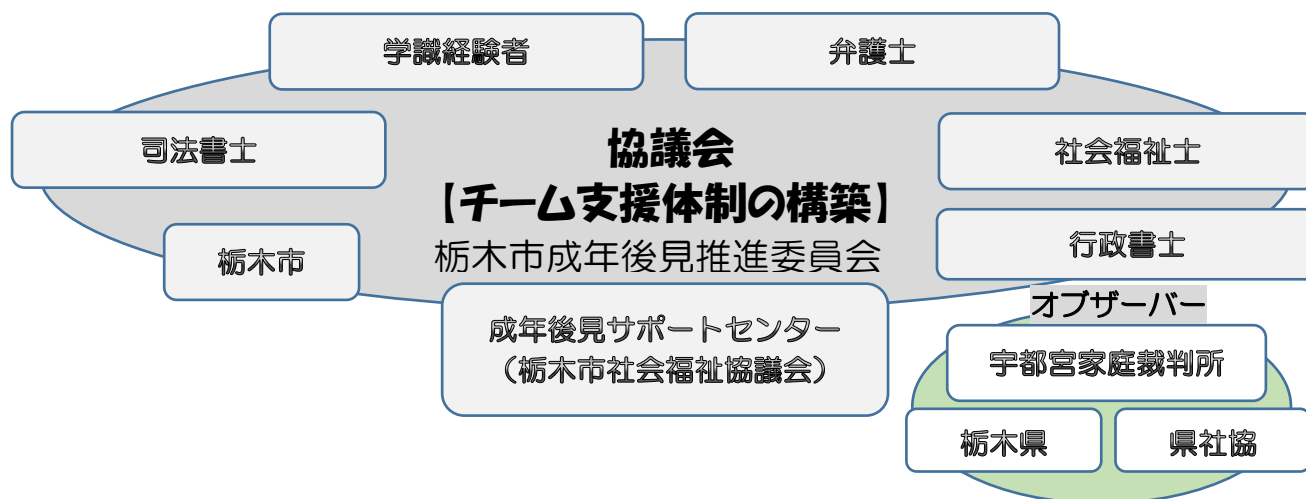
本市では、各相談機関の連携協力体制を統括的に管理指導する機関として「栃木市福祉総合相談支援センター」を設置し、相談支援包括化ネットワークの構築を推進しています。

中核機関は栃木市福祉総合相談支援センターに位置づけられており、同センター内で情報を共有し、相談支援機関のネットワーク体制を活用し、成年後見制度の利用が必要な市民を早期に発見し、適切に制度利用につなぐために、（仮称）栃木市未来ホッとあんしんサポート事業（→ P14）の実施に取り組みます。



②チーム支援体制（協議会）

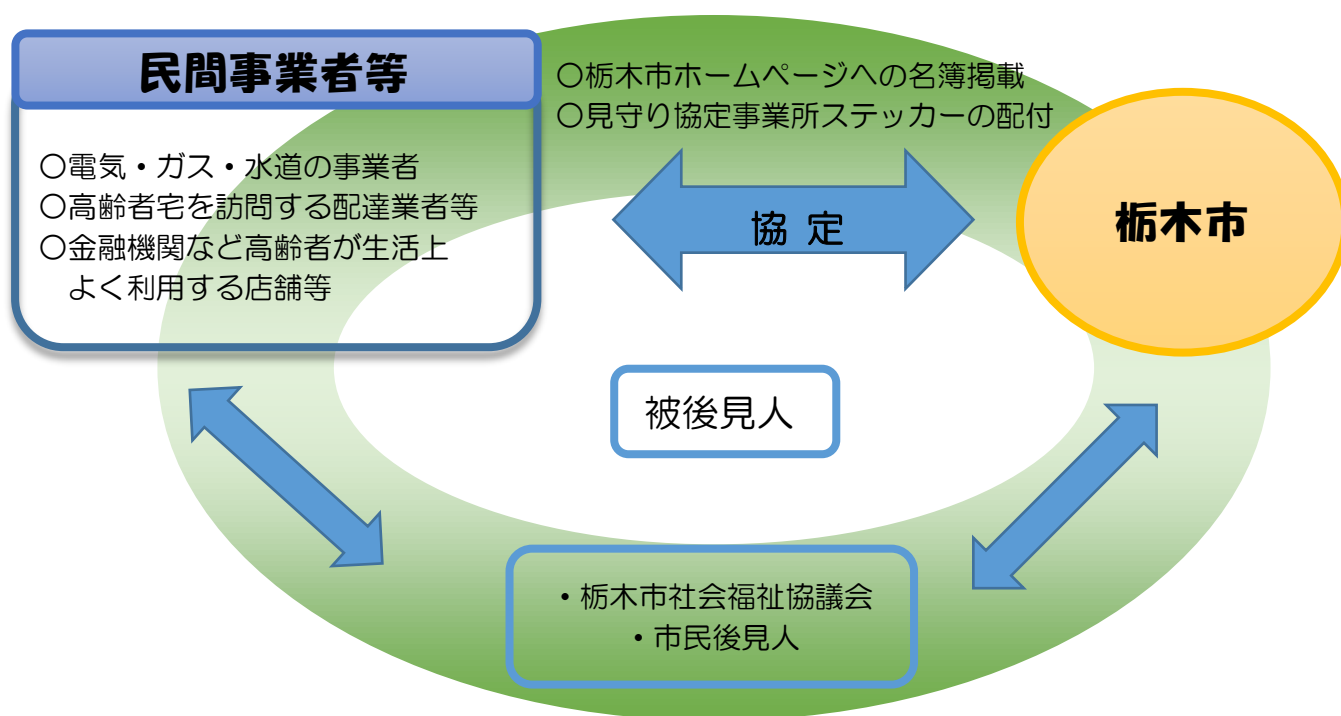
成年後見制度の利用が必要な方の状況に応じたチーム支援を行うとともに、地域の専門職団体や関係機関との連携強化策などの地域課題を検討・調整し、本人の状態に応じた後見活動が行えるよう、学識経験者や専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士・行政書士）、家庭裁判所等とのネットワーク体制により、更なる個別支援体制の充実を図ります。



③地域見守りネットワーク

住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるよう、生活や支援に関わる地域の民間事業者等と協力し、また、適切な後見人の選任のもと、後見人とのチーム編成により被後見人をサポートするために、今後は民間事業者等との連携を更に強化することにより、多様な力で高齢者を見守り、支える体制の構築や意識の醸成を図ります。

地域見守りネットワーク



2. 中核機関の機能強化

①成年後見サポートセンターによる支援の充実

中核機関である「栃木市成年後見サポートセンター」は、相談支援機関ネットワーク（栃木市福祉総合相談支援センター）を構成する相談支援機関の一つとして、他の相談支援機関との連携のもと、複雑化・複合化した課題に対して積極的に対応するとともに、チーム支援体制における関係機関や専門職との連携を通して、機能を強化し、制度利用を必要とする方への支援の充実を図ります。

【利用促進に向けた取組2 市民後見人の養成・支援】→ P19

3. 成年後見制度の理解促進

①啓発事業の開催

成年後見制度に関する市民の理解は不十分であるため、さらなる周知により制度の利用促進を図るとともに、同制度の担い手となる市民後見人に対する市民の理解を深めるため、啓発事業を開催します。

②出前講座等による普及啓発

市民の成年後見制度に関する理解を深めるため、専門職団体等との連携のもと、出前講座等の開催による普及啓発を推進します。

【利用促進に向けた取組4 認知症の人に寄り添うサービス体系】→ P22

【利用促進に向けた取組5 障がい者に寄り添った取組】→ P24

4. 権利擁護に関する相談窓口の充実

成年後見制度の利用が必要な市民を早期に発見し、早い段階から制度の利用につなげるため、相談窓口の充実を図ります。

①中核機関による相談受付

中核機関である栃木市成年後見サポートセンター（栃木市社会福祉協議会）と連携し、相談窓口の充実を図ります。

②司法書士相談会の開催

司法書士による相談会を定期的で開催し、成年後見制度の利用などに関して専門職の見地からの助言を行います。

③市担当窓口による相談受付

高齢者や障がい者についての身近な相談窓口として、地域包括支援センターや障がい児者相談支援センターにおいても成年後見制度についての相談を受け、制度の利用に向けた助言等を行います。

また、地域包括支援センターにおいては、社会福祉協議会や、身寄りのない方の葬祭支援や遺品整理、死後事務委任などの終活関連のサービスを提供する民間事業所との連携のもと、終活に関する相談対応や情報提供を行います。

第4節 利用促進に向けた取組

1. 任意後見制度等の利用促進

①任意後見制度等の利用促進

法定後見制度は、制度を利用する段階で既に判断能力が低下している人を対象とする事後的措置としての制度です。

一方、任意後見制度は、まだ判断能力が低下していない時から、認知症などで自分の判断能力が低下してしまった場合に備えて、あらかじめ信頼できる人を選んで、自分の生活や財産の管理に関する事務を行ってもらうように契約しておく事前的措置としての制度です。

任意後見制度は、契約内容に自分の意思がすべて反映されるため、意思決定の尊重を最も具現化した制度と言われています。

以上を踏まえ、中核機関等の相談支援機関や専門職団体と協力し、成年後見制度の一つであり、本人の意思決定を尊重した、任意後見制度を広く周知するほか、権利擁護支援に必要となる取組を展開していきます。

2. 市民後見人の養成・支援

市民後見人の活動は、身近な地域における支え合いの活動として、成年後見の活動に「地域福祉」、「社会貢献」の視点を持って取り組む活動です。認知症高齢者等の増加に伴う成年後見制度の利用の増加により、弁護士などの専門職後見人の不足が懸念されている中、成年後見人の新たな担い手として、市民後見人に対する期待が高まっていることから、市民後見人の養成を行います。

また、市民後見人がより活用されるように、専門職団体等の協力を得ながら意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が行われるよう支援します。

①市民後見人養成講座の実施

身近な地域で暮らす市民が、成年後見制度の正しい知識と関連する諸制度及び後見人としての倫理観等を習得し、後見活動を行う市民後見人を養成するための講座を実施します。

②市民後見人フォローアップ研修の実施

市民後見人養成講座修了者のうち、市民後見人としての活動を希望し、成年後見推進委員会で承認された市民後見人活動希望者名簿登録者に、フォローアップ研修を実施します。

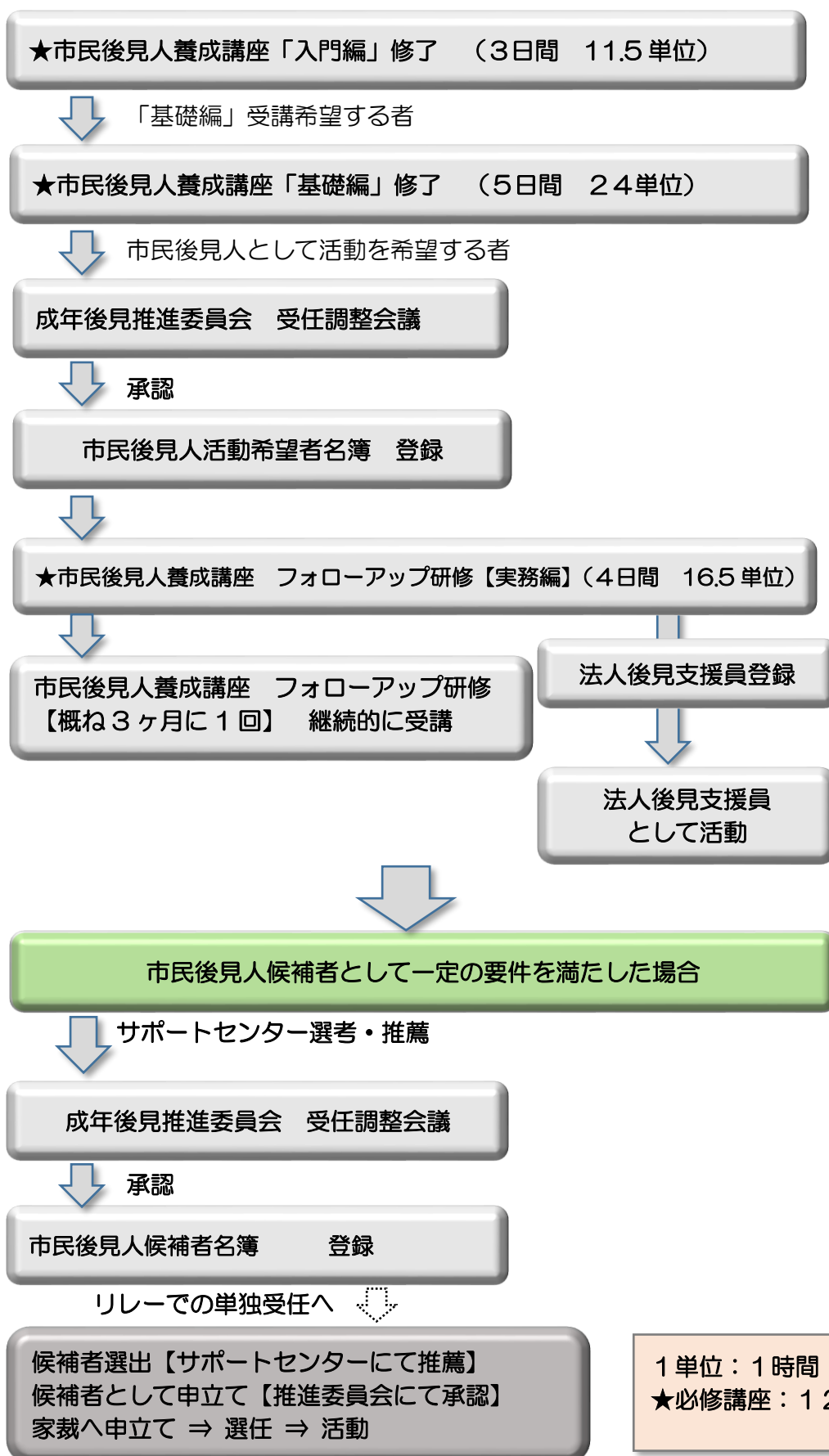
③受任調整会議の開催

成年後見制度の利用が必要な高齢者や障がい者を円滑に制度利用につなげるよう、個々のニーズに合わせた候補者を選定し、被後見人と後見人とのマッチングを推進するため、受任調整会議を開催します。

④後見監督人業務の実施

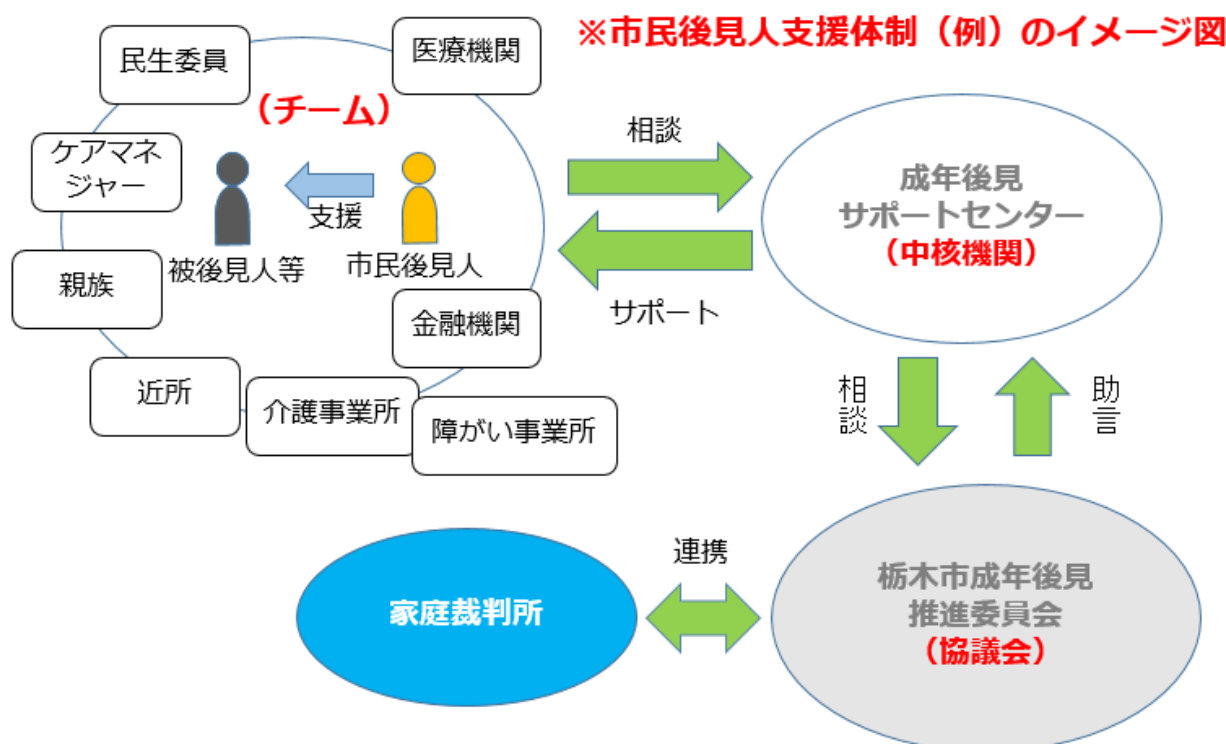
市民後見人が行う後見活動に対して指導・助言を行い、サポートするため、成年後見サポートセンターによる市民後見人の監督人業務を実施します。

※市民後見人養成の流れ（養成から受任まで）



1 単位：1 時間
★必修講座：12日間 52時間

市民後見人の支援体制



3. 成年後見制度利用支援事業の推進

①市長申立による後見等開始の支援

親族による申立ができない、又は、経済的な理由で制度を利用することができない認知症高齢者や障がい者を、適切に成年後見制度の利用につなげるよう、必要に応じて市長申立を行い、後見等の開始を支援します。

特に近年は、身寄りのない高齢者や障がい者の増加により、市長申立のニーズの増加が見込まれることから、（仮称）栃木市未来ホッとあんしんサポート事業（→ P14）の活用等により利用対象者の早期発見に努め、市長申立により円滑に後見等開始の支援につなげる体制を構築します。

②後見人等に対する報酬助成

国の基本計画が求める報酬助成は、生活保護受給者のみならず低所得者を広く対象とし、市長申立のみならず本人・親族申立も含めるもので、本市も同様に対象を広く実施していますが、本人の財産の多寡等を踏まえた額を助成するなどの、より適切な実施のための改善を図ります。

※成年後見制度利用支援事業の実施状況

老人福祉法第32条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2及び知的障害者福祉法第28条の規定に基づく市長による審判の申立て及び後見人等への報酬費用の助成については、高齢者、障がい者ともに、年度によって件数にばらつきがありますが、いずれも相談の件数は増加しています。

今後は、「市長申立マニュアル」を作成し、地域包括支援センター並びに障がい児者相談支援センターにおいて、適切かつ迅速な支援につなげるよう努めてまいります。

(単位：件)

年 度	市長による審判の申立て		後見人等の報酬助成	
	障がい	高 齢	障がい	高 齢
令和4年度	1	6	2	2
令和5年度	6	10	3	3

4. 認知症の人に寄り添うサービス体系

令和5年6月に成立し、令和6年1月に施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法では、基本理念として、認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるようにすること、認知症の人に対する支援のみならず、家族等に対する支援が適切に行われることにより、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができるようにすることが掲げられ、基本的施策の一つとして、認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護が規定されています。

こうした国の認知症の施策推進に関する基本理念等を踏まえ、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを推進するためには、成年後見制度の利用促進と併せて、認知症の人や家族に寄り添ったサービス体系の充実を図っていく必要があります。

①認知症に関する理解の促進

認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。

認知症に関する理解の促進のため、市民特別講座の開催や、認知症普及啓発月間における普及啓発イベントの開催、認知症サポーターの養成などを実施します。

②認知症予防、早期発見・早期対応の推進

認知症予防のための介護予防教室などを実施するほか、認知症の早期発見・早期対応を推進するため、認知症ケアパスの作成・普及や認知症初期集中支援事業の推進、認知症サポート医などの関係者・関係機関との連携促進を図ります。

③認知症の人やその家族への支援

認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、認知症にやさしいまちづくり事業の推進や認知症カフェの拡充を図るとともに、地域において認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターをつなぐ仕組み「チームオレンジ」を各地域に設置し、地域力の強化を図り、認知症の人や家族に対する生活面等の支援を行うとともに、認知症サポーターの更なる活躍の場を整備します。

認知症の人に寄り添う施策の展開

単位施策	施策の展開（事業）
① 認知症に関する理解の促進	① 認知症の普及啓発
	② 認知症サポーターの養成
	③ 認知症キャラバン・メイトとの協働
② 認知症予防、早期発見・早期対応の推進	① 介護予防教室
	② 認知症ケアパスの作成と普及
	③ 認知症初期集中支援事業の推進
	④ 関係機関との連携促進
③ 認知症の人とその家族への支援	① 認知症の人にやさしいまちづくりの推進
	② 認知症の人とその家族の居場所づくりの支援
	③ チームオレンジ等支援体制整備
	④ 若年性認知症の人への支援

第9期栃木市高齢者保健福祉計画から抜粋

※ライフステージに応じた認知症施策の展開

単位施策	学齢期	就労期		高齢期	
		前期	後期	前期	後期
① 認知症に関する理解の促進		① 認知症の普及啓発			
		② 認知症サポーターの養成			
		③ 認知症キャラバン・メイトとの協働			
② 認知症予防、早期発見・早期対応の推進				① 介護予防教室	
		② 認知症ケアパスの作成と普及			
				③ 認知症初期集中支援事業の推進	
				④ 関係機関との連携促進	
③ 認知症の人とその家族への支援		① 認知症の人にやさしいまちづくりの推進			
		② 認知症の人とその家族の居場所づくりの支援			
		③ チームオレンジ等支援体制整備			
			④ 若年性認知症の人への支援		

5. 障がい者に寄り添った取組

①障がい者に寄り添う基本理念の制定

本市のまちづくりの指針となる第2次栃木市総合計画の基本構想では、「子育てに優しくいつまでも健康で生きがいのもてるまち」を福祉・医療・健康の基本方針としています。

また、福祉分野の上位計画である第2期栃木市地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本目標では、福祉分野が共通して取組む必要のある地域生活課題の解決に向けて、自助・互助・共助・公助の4つの助を共有し、地域自らが考え、地域自らが解決していく地域力の強化の推進と複合化・複雑化する生活課題に対して、適切な福祉サービスを提供できる全世代型の包括支援体制の更なる充実を進めるとしています。

障がい福祉分野においては、地域で暮らすすべての人たちが、障がいや障がい者を理解し、地域社会を構成する一員として、お互いを認め合い、支え合いながら暮らすことのできる地域共生社会を構築していくことが重要です。

また、障がいを理由とする差別の解消や社会的障壁の除去のための合理的配慮の実施など、障がい者の権利擁護の取組を促進していくことも必要です。

これらを踏まえるとともに障害者基本法の理念である「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」を現実のものとするために基本理念、基本方針及び施策の展開を次の表のとおり定めます。

②障がい者に寄り添う施策の展開

基本理念	基本方針	施策の展開（事業）
すべての人がいきいき暮らす やさしさあふれる あったかまち	心の壁をなくすために （啓発・広報）	①障がいについての正しい理解の促進
		②広報活動の推進
	共に生活できる安心で豊かな 社会を実現するために （生活支援）	①相談支援体制の充実
		②自立支援サービスの充実
		③地域生活支援サービスの充実
		④ボランティアやNPO活動の推進
	地域での共生を進めるために （権利擁護・情報の保障）	①権利擁護のための取組み強化
		②情報提供の充実
		③意思疎通支援体制の充実

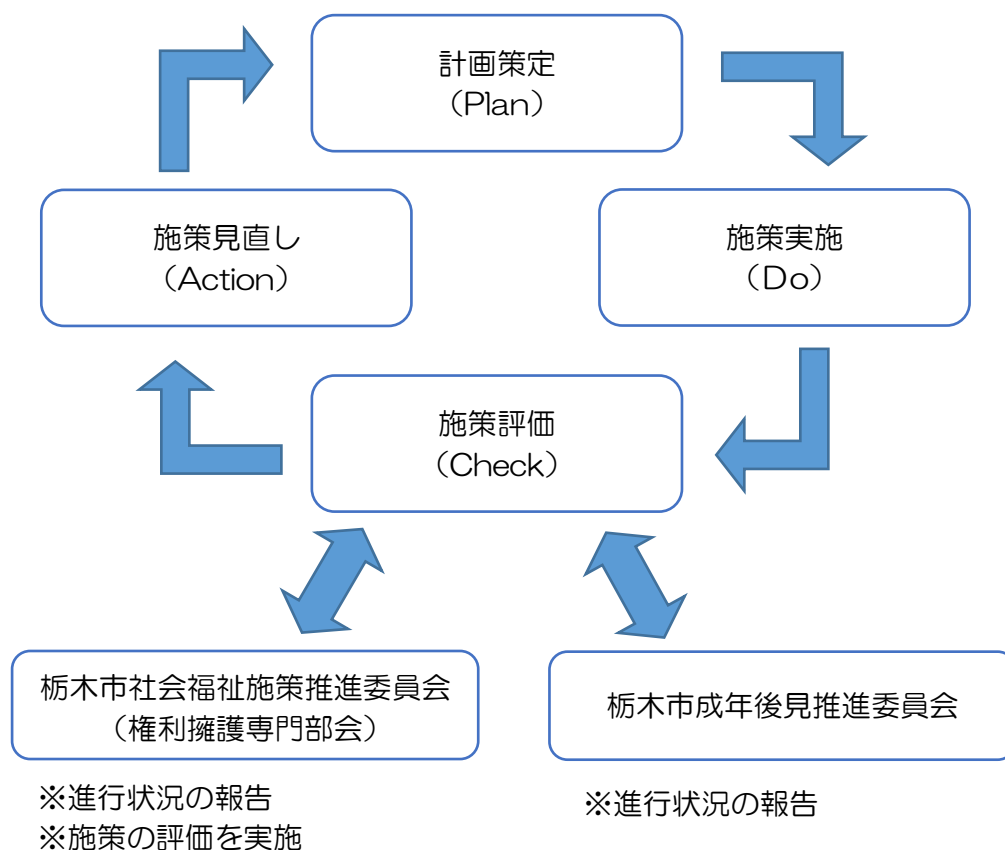
第5章 計画の進行管理及び評価

計画の進行管理及び評価

本計画に基づく各施策及び事業については、「栃木市社会福祉施策推進委員会（権利擁護専門部会）」「栃木市成年後見推進委員会」に毎年度進行状況を報告し進行管理を行うと共に、各施策の効果等の評価を行い、評価結果を踏まえ施策の見直しを行います。

進行管理及び評価方法

本計画に基づく施策の進行管理及び評価は、PDCAサイクル【計画策定（Plan）、施策実施（Do）、施策評価（Check）、施策見直し（Action）】により毎年度実施します。



栃木市権利擁護・成年後見支援センター事業実施要綱

（目的）

第1条 この告示は、栃木市権利擁護・成年後見支援センター事業を実施することにより、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない者の権利の擁護及び成年後見制度の利用の促進を図り、もって誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせることを目的とする。

（事業の実施主体）

第2条 栃木市権利擁護・成年後見支援センター事業（以下「事業」という。）の実施主体は、栃木市とする。ただし、市長が適切な事業の運営が確保できると認める事業者（以下「委託事業者」という。）に委託することができる。

（事業内容）

第3条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 権利擁護に関する相談窓口の設置
- (2) 成年後見制度の普及啓発及び研修会の開催
- (3) 成年後見制度の利用に係る支援
- (4) 市民後見人（成年被後見人等の権利を擁護するために継続的に活動を行う者をいう。）の養成及び活動の支援
- (5) 前各号に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項

（職員の配置）

第4条 事業を円滑に行うため、社会福祉士等の資格を有する専任の職員を置く。

（事業の対象者）

第5条 事業の対象者は、市内に住所を有する者及びその家族とする。

（業務従事者の責務）

第6条 事業の業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）は、利用者の意見を尊重して業務を行うものとする。

2 業務従事者は、正当な理由がなく職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（監督責任）

第7条 市長は、委託事業者に対し、事業が適切に行われるよう指導及び監督をするものとする。

（補則）

第8条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

栃木市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者（以下「認知症高齢者等」という。）の成年後見制度利用を支援することにより、認知症高齢者等がその有する能力を活用し、自らが希望する自立した日常生活を営むことができる環境の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 成年後見制度 民法（明治29年法律第89号）の規定に基づく成年後見制度、保佐制度及び補助制度をいう。
- (2) 審判の申立て 民法第7条に規定する後見開始の審判、同法第11条に規定する保佐開始の審判、同法第13条第2項に規定する保佐人の同意を要する行為に関する審判、同法第15条第1項に規定する補助開始の審判、同法第17条第1項に規定する補助人の同意を要する行為に関する審判、同法第876条の4第1項に規定する保佐人への代理権付与の審判及び同法第876条の9第1項に規定する補助人への代理権付与の審判の請求をいう。

(支援の種類)

第3条 市長の行う支援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 審判の申立てに関する支援
- (2) 審判の申立てに要する診断書作成費用、印紙代、登記に係る費用、申立書の作成費用及び鑑定料等申立てに必要な費用（以下「審判の申立てに係る費用」という。）に関する支援（以下「申立費用支援」という。）
- (3) 成年後見人、保佐人及び補助人（以下「後見人等」という。）の業務に対する報酬に関する支援（以下「後見人等報酬支援」という。）

(審判の申立てに関する支援の対象者)

第4条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき市長の行う前条第1号に定める支援の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 認知症、知的障がい又は精神障がいの状態にあるため意思能力に乏しく、日常生活を営むのに支障がある者及びその近親者等
- (2) 認知症、知的障がい又は精神障がいの状態にあるため意思能力に乏しく、家族等の虐待又は放置をされている者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、成年後見制度を利用しなければ、当該認知症高齢者等の権利を擁護することが困難であると市長が認める者

(申立費用支援及び後見人等報酬支援の対象者)

第5条 第3条第2号及び第3号に定める支援の対象者は、前条の規定に該当する者であつて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に定める被保護者
- (2) 前号に掲げるもののほか、審判の申立てに要する費用及び後見人等の業務に対する報酬を負担することが困難であると市長が認める者
（関係者の通報）

第6条 次に掲げる者は、市内に住所又は居所のある者が第4条に定める支援の対象者（以下「対象者」という。）と見込まれるときは、その旨を市長に通報するものとする。

- (1) 民生委員
- (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に定める事業に従事する職員、同法第15条第1項に定める職員並びに介護保険法（平成9年法律第123号）第8条及び第8条の2に定める事業に従事する職員
- (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に定める病院及び診療所の職員並びに地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第5条に定める職員
- (4) 対象者の日常生活のために有益な援助をしている者
（調査）

第7条 市長は、前条の規定による通報があつたとき又は必要があると認めるときは、対象者と面談し、健康状態、精神状態等の現状、対象者の2親等内の親族の存否及び親族との関係等を調査するものとする。

（平31告示116・一部改正）

（申立ての説明）

第8条 前条の調査の結果、成年後見制度の利用の必要があると判断され、対象者の親族が確認された場合は、市長は、当該親族に成年後見制度利用の必要性を説明し、親族による審判の申立てを促すものとする。

（市長の申立て）

第9条 市長は、審判の申立てを行うに当たっては、第7条の調査の結果をもとに次に掲げる事項を総合的に考慮するものとする。

- (1) 対象者の事理を弁識する能力
- (2) 対象者の生活状況及び健康状況
- (3) 対象者の親族の存否及び当該親族が審判の申立てを行う意思の有無
- (4) 対象者の福祉を図るために必要な事情
（医師の診断）

第10条 市長は、前条による申立てを行うに際して、医師に対象者の診断を依頼し、成年後見制度の類型を決定するものとする。

(申立費用の負担)

第 1 1 条 市長は、第 3 条第 1 号の申立てのうち、第 5 条の規定に該当する者の審判の申立てに係る費用について負担するものとする。

2 市長が前項の規定により負担した審判の申立てに係る費用は、家庭裁判所が後見人等を選任した後、家庭裁判所の審判により、後見人等を通じて対象者から返還を求めることができる。

(平 3 1 告示 1 1 6 ・ 一部改正)

(申立費用の助成)

第 1 2 条 市長は、第 5 条の規定に該当する者の審判の申立てに係る費用を助成するものとする。

(平 3 1 告示 1 1 6 ・ 追加)

(申立費用助成の申請)

第 1 3 条 前条の助成を受けようとする者(次項並びに次条及び第 1 5 条において「申請者」という。)は、申立費用助成申請書(別記様式第 1 号)により、市長に申請しなければならない。

2 申請者は、前項に定める申請書に次に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 公的年金等の源泉徴収票の写し等収入の判明するもの
- (2) 金銭出納簿及び領収書の写し等必要経費の判明するもの
- (3) 財産目録等の写し等資産状況の判明するもの
- (4) 後見人等が申請する場合には、後見人等であることを証する登記事項証明書

(平 3 1 告示 1 1 6 ・ 追加)

(申立費用助成の決定)

第 1 4 条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、申立費用助成申請書、添付書類及び当該申請に係る該当者の資産状況等の実態を調査し、助成の可否を決定する。

2 市長は、前項の助成の可否の決定を行ったときは、申請者に対し、速やかに申立費用助成決定(却下)通知書(別記様式第 2 号)により通知する。

(平 3 1 告示 1 1 6 ・ 追加)

(申立費用助成の請求等)

第 1 5 条 前条の決定を受けた申請者は、申立費用助成請求書(別記様式第 3 号)により、当該決定された助成額を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求が適正であると認めるときは、30 日以内に支払う。

(平 3 1 告示 1 1 6 ・ 追加)

(報酬の助成)

第 1 6 条 市長は、家庭裁判所により後見人等が選任された第 5 条の規定に該当する者(以下「助成対象者」という。)の後見人等の業務に対する報酬の全部又は一部を助成するものとする。

(平 3 1 告示 1 1 6 ・ 旧第 1 2 条繰下)

(報酬助成の額)

第 17 条 前条の規定による助成は、生活保護法による保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第 158 号）に基づき算定された生活費、福祉サービスの利用料及び社会保険料等を勘案し、市長が必要と認める経費と後見人等の報酬の合計が助成対象者の収入を超過した場合の当該超過額とする。

（平 31 告示 116・旧第 13 条繰下・一部改正）

（報酬助成の上限額）

第 18 条 前条の助成は、家庭裁判所が決定した報酬額の範囲内で、助成対象者の生活の場が在宅にあつては月額 4 万円、施設入所中にあつては月額 2 万円を上限額とする。

（平 31 告示 116・旧第 14 条繰下・一部改正）

（報酬助成の申請）

第 19 条 後見人等の業務に対する報酬に係る助成を申請する者は、助成対象者又は助成対象者の代理人としての後見人等（この条、次条及び第 22 条において「申請者」という。）とする。

2 家庭裁判所が報酬額を決定し、申請者が助成を受けようとするときは、後見人等の報酬助成申請書（別記様式第 4 号）により、市長に申請しなければならない。

3 申請者は、前項に定める申請書に次に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 公的年金等の源泉徴収票の写し等収入の判明するもの
- (2) 金銭出納簿及び領収書の写し等必要経費の判明するもの
- (3) 財産目録等の写し等資産状況の判明するもの
- (4) 報酬付与の審判決定書の写し
- (5) 後見人等が申請する場合には、後見人等であることを証する登記事項証明書

（平 31 告示 116・旧第 15 条繰下・一部改正）

（報酬助成の決定）

第 20 条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、後見人等の報酬助成申請書、添付書類及び当該申請に係る該当者の資産状況等の実態を調査し、助成の可否を決定する。

2 市長は、前項の助成の決定を行ったときは、申請者に対し、速やかに後見人等の報酬助成決定（却下）通知書（別記様式第 5 号）により通知する。

（平 31 告示 116・旧第 16 条繰下・一部改正）

（仮申請及び仮決定）

第 21 条 後見人等が、家庭裁判所に対し報酬付与の審判の申立てをするに当たり、必要があるときは、市長は、報酬助成の仮申請を受付し、その仮決定を行うものとする。この場合において、前 2 条の規定を準用する。

（平 31 告示 116・旧第 17 条繰下）

（助成の請求等）

第 22 条 第 20 条の助成の決定を受けた申請者は、後見人等の報酬助成請求書（別記様式第 6 号）により、当該決定された助成額を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求が適正であると認めるときは、30日以内に支払う。

(平31告示116・旧第18条繰下・一部改正)

(責務)

第23条 第15条第2項の助成を受けた者は、助成額を審判の申立て以外の目的に使用してはならない。

2 前条第2項の助成を受けた者は、助成額を後見人等の報酬以外の目的に使用してはならない。

3 第15条第2項又は前条第2項の助成を受けた者は、本人の資産状況及び生活状況に変化があった場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

(平31告示116・旧第19条繰下・一部改正)

(助成の中止及び変更)

第24条 市長は、第5条の規定に該当する者の資産状況若しくは生活状況の変化又は死亡等により助成の理由が消滅し、又は著しく変化したと認めるときは、助成の中止又は助成額の変更をすることができる。

(平31告示116・旧第20条繰下・一部改正)

(助成の返還)

第25条 市長は、第13条又は第19条の申請内容に、この告示の趣旨に反すると認められる虚偽、不正があったとき、又は第23条の規定に反したと認められるときは、助成額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(平31告示116・旧第21条繰下・一部改正)

(補則)

第26条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平31告示116・旧第22条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年3月29日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に、合併前の栃木市成年後見制度利用支援実施要綱（平成16年栃木市告示第218号）又は大平町成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成16年大平町告示第22号）（以下これらを「合併前の告示」という。）の規定により助成の決定を受けたものについては、なお合併前の告示の例による。

3 前項の規定によるほか、この告示の施行の日の前日までに、合併前の告示の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(岩舟町の編入に伴う経過措置)

- 4 岩舟町の編入の日（以下「編入日」という。）の前日までに、編入前の岩舟町成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成17年岩舟町告示第17号。以下「編入前の要綱」という。）の規定により助成の決定を受けたものについては、なお編入前の要綱の例による。

(平26告示97・追加)

- 5 前項の規定によるほか、編入日の前日までに、編入前の要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

(平26告示97・追加)

附 則（平成26年告示第97号）

この告示は、平成26年4月5日から施行する。

附 則（平成31年告示第116号）

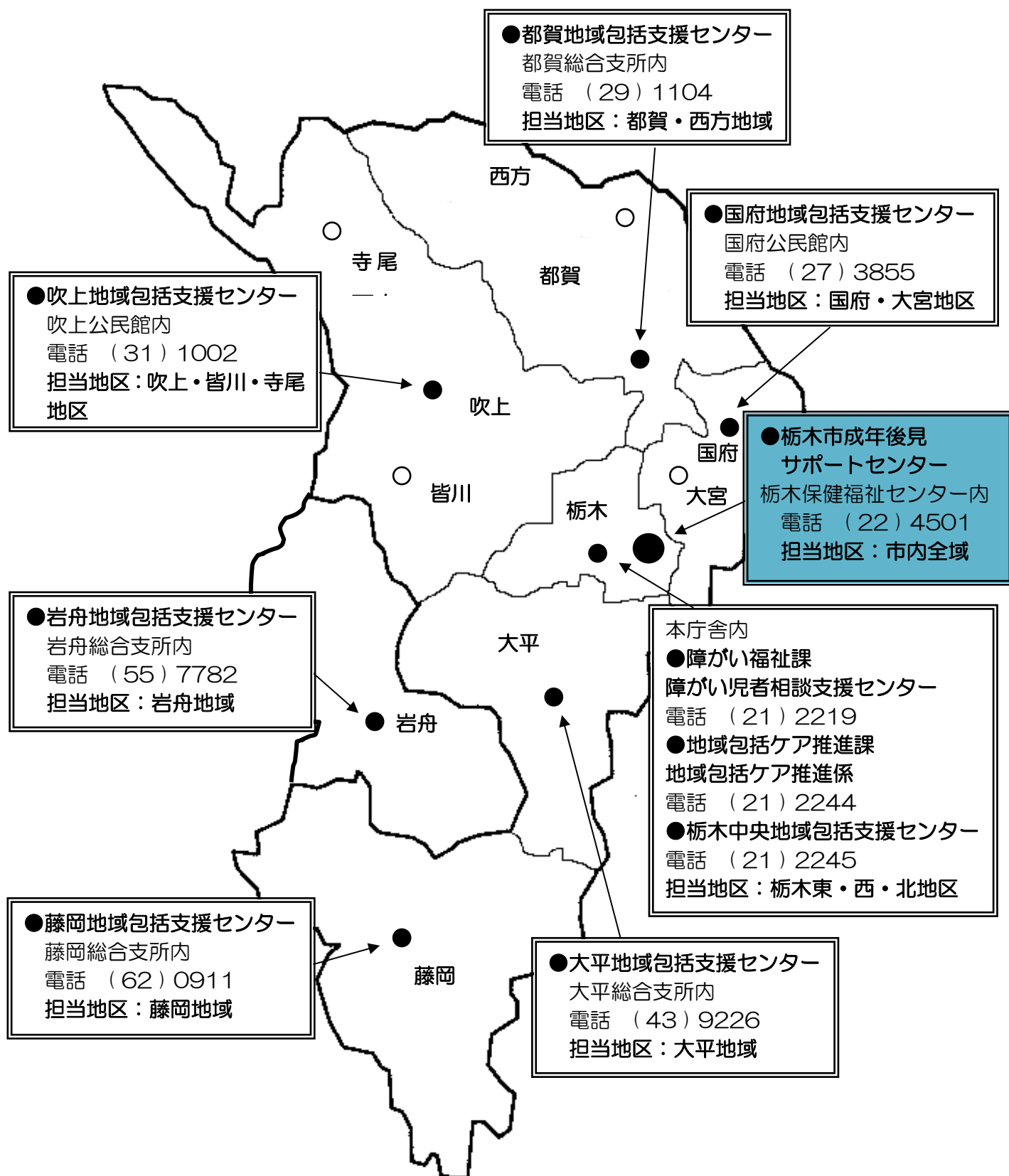
(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の栃木市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後になされた申請から適用し、同日前になされた申請については、なお従前の例による。

各相談窓口



第 2 期 栃 木 市
成年後見制度利用促進計画

発 行 者 : 栃木市
〒328-8686 栃木県栃木市万町 9 番 25 号
発 行 日 : 令和 7 年 3 月
企画編集 : 栃木市保健福祉部地域包括ケア推進課
電話番号 0282-21-2244 (本庁)
E-mail : hokatsu@city.tochigi.lg.jp